

# 須坂市役所地球温暖化防止実行計画

2021年4月

須坂市

## □計画策定の背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

須坂市においても、公共施設への太陽光発電の導入を進めること等を始めとして、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

## 第1 計画改定の主旨

須坂市では、市役所庁舎をはじめ、市施設が率先して事務事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制に取り組む行動を推進することを目的とし、2016年度から5年間を計画期間とする「須坂市役所CO2削減実行計画」を策定し、二酸化炭素の排出削減に取り組んできました。計画期間の終了に伴い、2021年度を初年度とする「須坂市役所地球温暖化防止実行計画」を策定するものです。

## 第2 基本的事項

### 1 計画の目的

須坂市役所地球温暖化防止実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、須坂市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

### 2 計画の対象とする範囲

須坂市役所地球温暖化防止実行計画の対象範囲は、市のすべての施設（市役所庁舎をはじめ、教育委員会施設、市水道施設、指定管理者施設、無人施設なども含めて）を計画の対象範囲とします。なお、外部への委託などにより実施する事務や事業については対象外としますが、グリーン購入法に基づいた物品を使用することや、環境配慮契約法に基づいた契約を締結し、温室効果ガスの排出抑制などの措置を講ずるように要請します。

### 3 対象とする温室効果ガスの種類

対象となる温室効果ガスとして地球温暖化対策推進法で定められているものは、下記7種類のガスですが、二酸化炭素以外のガスについては、市の事務・事業では排出実態の把握が困難であるため、対象外とします。

#### 【地球温暖化対策推進法で定めている温室効果ガスの種類】

- 一 二酸化炭素
- 二 メタン
- 三 一酸化二窒素
- 四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 六 六ふっ化硫黄
- 七 三ふっ化窒素

#### 4 計画期間、見直し予定時期

2021 年度から 2025 年度末までの5か年を計画期間とします。なお、この間の社会情勢の変化、技術の進歩、進捗状況等の結果を踏まえ、見直しの必要がある時には適切に対応していきます。

#### 5 上位計画や関連計画との位置付け

須坂市役所地球温暖化防止実行計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び須坂市総合計画に即して策定します。

### 第3 温室効果ガス総排出量に関する数値的な目標

#### 1 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、須坂市の事務・事業に伴う二酸化炭素の排出削減目標を設定します。

#### 2 基準年度及び削減目標

二酸化炭素の排出量の削減目標は、地球温暖化対策計画の中期目標に基づき目標年度（2030 年度）に、基準年度（2014 年度）比で 26%削減することを目標とし、本計画期間中の削減目標は、基準年度比で 20%削減することを目標とします。

2014 年度（基準年度）	2025 年度（計画終了年度）	2030 年度（目標年度）
8, 507 t	6, 805 t	6, 295 t

### 第4 目標達成に向けた取組

#### 1 電気使用量の削減

- ・照明を LED に更新する。
- ・離席時、退庁時の照明消灯、パソコンの電源を切る。
- ・不要な照明を間引きする。
- ・パソコン不使用时はデスクトップを閉じる。
- ・電気ポットは使用后コンセントを抜く。
- ・時間外勤務を縮減、ノー残業デーを徹底する。

#### 【LED に更新予定の施設】

- ・地域公民館…2021 年度から 10 か年の予定
- ・メセナホール…2020 年度から 2021 年度に実施
- ・消防本部…2023 年度

## 2 公用車燃料使用量の削減

- 車両を更新する場合、ハイブリッド自動車など次世代自動車の導入を検討する。
- アイドリング・ストップの徹底を図る。
- 急発進、急ブレーキをしない。(エコドライブ)
- 出張時などは相乗りが可能か呼びかける。
- 運行前点検実施を徹底する。

## 3 施設の燃料使用量の削減

- 市役所庁舎の空調設備を改修する。
- 市役所本庁舎のサッシを改修する。

### 【市役所庁舎の空調設備改修】

- 2020年度から2021年度に実施
- 既存の暖房時・温水ボイラ、冷房時・空冷チラー熱源による中央空調方式から、イニシャルコスト、ランニングコスト、環境性、等 総合的に有利な都市ガスによるガスヒートポンプ空調方式に改修する。

## 4 ごみ排出量の削減

- ごみの分別を徹底する。
- リサイクル、リユースを呼びかける。
- 備品、消耗品などが不要になったときは、他の課などで使用できないかを周知する。
- ペーパーレス会議システムの導入を検討し、用紙等の印刷物を削減する。

### 【ペーパーレスへの取組】

- 教育委員会  
タブレット型パソコンの導入により、教員間資料や学習教材として使用する印刷物の削減…2021年度以降
- 市役所、議会  
ペーパーレス会議システムの導入…2021年度

## 5 その他

- グリーン購入・グリーン契約等の推進
- コピー用紙の裏紙印刷の推進。
- 施設などの緑化に努める。
- 5S（整理、整頓、清掃、清潔、習慣）を徹底する。
- 健康維持、ノーマイカーデーを呼びかける。

## 第5 進捗管理の仕組み

1 PDCAによる計画の策定・見直しを繰り返し、実行・管理を行います。

### 計画の策定 (Plan)

策定された実行計画に基づき、各施設などに取組を指示。必要に応じ各施設でも環境目標、環境活動計画を策定。

### 計画の実行 (Do)

各所属に環境管理推進員を配置し、所属（課等）における取組状況の点検、指導、取りまとめを実施する。

環境管理責任者（総務部長）は各所属の取組を積極的に支援する。

### 計画の進行管理 (Check)

- ①各所属（課等）は、毎月実施状況の点検を行い、事務局（総務課）に報告する。
- ②事務局は、各所属（課等）からの報告を取りまとめ、環境管理責任者に報告する。
- ③事務局は、各所属（課等）の是正措置の実施状況を確認し、改善や指導を行い、取りまとめた結果を職員などに周知する。

### 計画の見直し (Action)

環境管理責任者は、環境管理委員長（副市長）の招集に基づき環境管理委員会を開催し、事務局作成の資料に基づき計画の進行状況、目標の達成状況を確認する。また、状況についての指導、目標についての修正を行う。

2 推進体制

